

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」
取りまとめ(案)の概要

平成18年7月11日

マスメディア集中排除原則の基本的考え方（第2章）

項目	ポイント	
マスメディア集中排除原則	○ 意義と目的	<ul style="list-style-type: none"> 「多元性」、「多様性」、「地域性」を確保し、それによって、視聴者の利益を確保することを目的とすることは、現時点でも変わっていない
	○ 規律手法	<ul style="list-style-type: none"> 多様性や地域性については、行為規制による確保も可能であるが、行為規制は表現の自由の直接的な制約につながる面があるため、従来どおり構造規制を基本とすることが適当 その上で、具体的な適用場面によっては、構造規制に代えて行為規制を行うことも考えられる 地域性については、将来的には地元資本要件を撤廃することを念頭に、これに代えて一定比率以上の地域番組の確保のための規律を導入することについて、検討を深めることが適当
マスメディア集中排除原則の見直し	○ 見直しの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 原則の意義や政策目的に変更がないことを前提としつつ、メディアの増加と多様化や経営環境の変化等を踏まえ、見直しによるメリットとデメリットを十分に勘案した上、視聴者の利益が増大する方向で行うことが適当 緩和を行う場合には、多元性の確保等への影響を見定めながら、段階的に進めることが適当
	○ 「支配」とする基準の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 同一地域における「支配」とする基準の緩和は、放送の多元性に直接の影響が生じる点で慎重な対応を要するものであり、適当ではない 異なる地域における「支配」とする基準は、現状において直ちに緩和する必要があるとは言えないが、今後、環境の変化を注視しつつ検討していくことが適当 ただし、個別の必要な場面に限定した特例的緩和措置を講じることは可能 実際の運用に当たっての実効性の確保は困難と考えられることなどから、実質支配基準の導入は慎重に考えることが適当 放送は大きな公共性を持つことから、例えば、放送事業者を実質支配する者といった大株主について一定の適格性を確保することの適否について今後考えることが必要
	○ テレビジョン放送とFM放送の兼営	<ul style="list-style-type: none"> 同一地域におけるテレビジョン放送とFM放送の兼営を新たな経営の選択肢の一つとして認めることが適当 「テレビ・FM・新聞」の三事業支配については、「テレビ・AM・新聞」と同様に、原則禁止・例外許容として扱うことが適当
	○ 三事業支配禁止の例外の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 「独占的頒布を行うこととなるおそれ」の有無について、その基準を明確にすることが望ましい 例えば、地域における購読シェアが50%を超える新聞社によるテレビジョン放送とAM放送（又はFM放送）の同時支配は「独占的頒布を行うこととなるおそれ」があるとした上で、これに該当する事業者から反論がある場合には透明性が確保された一定の手続により是非を判断する方法などが考えられ、今後、必要な措置を検討することが適当

持株会社を活用した民放経営の在り方（第3章）

項目	ポイント	
放送事業者を子会社とする持株会社の制度化	○ 放送持株会社の制度化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加えるため、放送持株会社を制度化することは、放送を取り巻く経営環境が大きく変化中、有意義 国民生活において放送が持っている機能や影響力に照らし、デメリットが極力少なくなるように制度を整備することが不可欠
	○ 制度化する持株会社の形態	<ul style="list-style-type: none"> 個々の放送事業者の自律性や地域性の確保と、グループ全体としての経営効率の向上とを両立できる面でメリットがある純粋持株会社とすることが適当
	○ 放送持株会社についての規律の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 持株会社形態が採用される場合にも、マスメディア集中排除原則等の規律が引き続き的確に確保されるようにすることが必要
	○ 放送持株会社に関する適格性確保	<ul style="list-style-type: none"> 放送持株会社については、個々の放送事業者に比べ、その社会的影響力がさらに増すことから、適格性を適切に確保することが必要 適格性については、制度上の仕組みを設け、設立時のみならずその後も継続して確保することが必要 適格性の具体的内容としては、マスメディア集中排除原則への適合性や一定の財政的基盤があることのほか、適切なガバナンスが確保されていること、放送事業の経営管理についての知識・経験と社会的信用があること等が考えられる このうち、適切なガバナンスの確保については、今後さらに検討を深めることが必要
放送持株会社についての規律の在り方	○ マスメディア集中排除原則の適用	<ul style="list-style-type: none"> まずは放送持株会社が子会社とし得る放送事業者の数等に一定の制限を設け、その後の状況に応じて段階的に緩和していくことが適当 一定の制限については、一の者が所有又は支配できる放送局等の数を制限する現行の方法とは異なる新たな尺度を導入することが考えられる 制限に関する尺度や具体的内容については、放送持株会社についての規律内容、放送事業者のニーズ、放送メディアの普及状況、視聴者の視聴動向等を勘案し、放送の多元性等の確保に留意しつつ、さらに検討を進めることが適当 同一地域の複数の放送事業者を子会社とすることは、放送の多元性等に直接影響を及ぼすことから禁止することが必要 異なる地域の複数の放送事業者を子会社とすることは、そのような影響を及ぼすものではないことから、メリットを十分に確保するため、全国をカバーできるようにすることも念頭において検討することが適当 放送持株会社に対する出資は、その持株会社が複数の放送事業者を子会社として完全支配していることから、子会社である複数の放送事業者に対し、同時に投資することに相当するものとして扱うことが適当

項目

ポイント

放送持株会社 についての規 律の在り方	○ 外資規制	<ul style="list-style-type: none"> 放送持株会社については、子会社である放送事業者に対する外資規制の実効性を確保しつつ、的確なグループ経営を可能とする観点から、外資規制の対象とし名義書換拒否権を付与することが適当
	○ 子会社である放送事業者の番組編集の自由と地域情報の確保	<ul style="list-style-type: none"> 子会社である放送事業者の番組編集の自由の確保を含め、業務運営の適正を確保するために一定の義務を放送持株会社に課すことが必要 子会社であるローカル局の地域番組を十分に確保するため、従来の構造規制に代え、一定割合の地域番組の提供を確保する行為規制を導入することが必要
	○ 放送番組審議機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> 子会社である放送事業者は、通常、地域的一体性がない異なる放送対象地域で各々の地域番組等を提供することが想定されること等を踏まえると、放送番組審議機関の共同設置を認めることは、地域番組を適切に確保する観点から適当ではない 現行制度上、放送区域が3分の2以上重複する場合等には番組審議機関の共同設置が認められているが、当該規定は適用除外とすべき
	○ 放送番組の保存	<ul style="list-style-type: none"> 持株会社によるグループ経営を通じた効率化を図る観点から、子会社である複数の放送事業者の番組の共同保存を制度的に可能とすることが適当 なお、放送番組の保存は訂正放送等の制度と密接に関連することから、番組の管理は各放送事業者が行うものであることを制度的に確保しておくことが必要
	○ 放送持株会社の子会社の事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度上、放送事業者の行う事業の範囲について直接の規制は行われていないことから考えると、放送持株会社の子会社の個々の事業内容に制限を設けることは必要ない ただし、子会社である放送事業者の資産総額が放送持株会社の資産総額の一定割合を占めていることなど放送持株会社としての実体を有していることを放送持株会社の一つの要件として求めることも考えられる

衛星放送についての規律の在り方 (第4章)

項目	ポイント
CS放送についての規律の在り方	<p>○ マスメディア集中排除原則</p> <ul style="list-style-type: none"> 周波数の希少性が緩和傾向にあることを踏まえ、CS放送についてのマスメディア集中排除原則を一般的に緩和することが考えられる 例えば、現在認められている数の2倍程度の中継器を所有又は支配できるようにすることが考えられる このような緩和を行う場合においても、地上放送事業者やBS放送事業者については、多元性の確保等の観点から、引き続き、その他の事業者よりも厳しい制限を課すことが必要 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 上記の状況の変化が、現時点ではマスメディア集中排除原則を一般的に緩和する根拠とはならない場合においても、CS放送事業者に対して放送の多様性確保についての規律を新たに課すことを条件として、特例的に緩和することが考えられる（多様性確保についての規律を受けるCS放送事業者を「特定CS放送事業者」という。） この規律は、例えば、番組のジャンルごとに調和の取れた構成とするよう努めることなど、必要最小限のものとするのが適当 緩和の程度や地上放送事業者・BS放送事業者への適用については、一般的な緩和の場合と同様 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な緩和については、現在、H. 264等の導入に向け、技術基準に関する制度整備の準備段階であること、特例的な緩和については、多様性確保の規律によっても放送の多元性を十分確保し得ないという懸念や多様性確保の具体的な規律の在り方など、さらに検討を進めるべき事項がある 当面は、これらの事項について検討しつつ、一般的な緩和と特例的な緩和のいずれが適切かについてさらに検討を進めることが適当
	<p>○ CSプラットフォーム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> CSプラットフォーム事業を制度上位位置付け、所要の規律を課すことが考えられる 規律の具体的内容としては、①参入登録制、②CSプラットフォーム業務と他業務との会計の整理、③CS放送事業者の差別的取扱いの禁止、④業務手数料の適正確保、⑤視聴者からの苦情等のCS放送事業者への伝達等が考えられる <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 特定CS放送事業者等がプラットフォーム事業を併せ行う場合、必要最小限の規律として、CS放送事業者に対する差別的取扱いを禁止することが必要 番組供給事業者との関係における差別的取扱いの禁止については、CS放送事業者と番組供給事業者との間については従来何らの規制もないことや、特定CS放送事業者等の番組編集の自由を制約する可能性があることから、今後さらに検討を進めることが必要 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> このような2つの対応の方向性については、現在生じている課題を改めて把握・検証するとともに、これが法的規制によらなければ対応できないものか否か、十分に検討する必要がある 当面の対応としては、現在行われている自主ガイドラインによる対応を更に充実させるための検討を進めるとともに、上記2つの考え方について、さらに検討を深めることが適当

項目

ポイント

<p>CS放送についての規律の在り方</p>	<p>○CS放送に関するその他の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 一定数のチャンネルごとに番組準則を適用し、特定の事項のみを扱うチャンネルを可能とするような変更については、①現在の視聴者意識からは視聴者保護の観点で支障が生じる可能性があること、②番組審議機関の在り方についても併せて見直しを行う必要があること等から、慎重に行うことが適当 ▪ このため、CS放送事業者についての番組準則の適用の在り方については、引き続き検討を重ねることが適当 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 衛星事業者とCS放送事業者の経営統合については、現在設けられている個々の規律の確保に留意しつつ、衛星放送全体としての発展や適切な競争の確保に配慮しながら、さらに検討を進めることが適当
<p>BS放送についての規律の在り方</p>	<p>○BS放送と地上放送の兼営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「全国」を対象に広告放送を行うBSデジタル放送について地上放送との兼営を認めることは放送の多元性の確保への支障等が懸念されること、平成19年12月に新規参入が予定されていることを踏まえると、現時点で既存の事業者の状況を前提に規律の変更を検討することは適切ではない ▪ このため、現時点で地上放送とBSデジタル放送の兼営を認めることは適当ではないが、今後の環境変化を注視しつつ、引き続き検討をしていくことが適当 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 放送持株会社の制度が設けられる場合、放送持株会社の下でキー局とBSデジタル局が子会社となる形での経営統合は、放送の多元性、多様性、地域性の確保についての配慮が行われることを前提として、認める余地がある <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ▪ なお、有料でサービスを提供している事業者については、CS放送とのバランスも踏まえ、マスメディア集中排除原則を緩和することも考えられるところ、この点については、BS放送全体の準基幹放送としての位置付けに十分留意しつつ、引き続き検討することが必要

新たな放送サービスへの対応 (第5章)

項目	ポイント
<p>サーバー型サービス</p>	<p>○ 現行制度上の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サーバー型サービスは、リアルタイム型、蓄積型のいずれについても、放送法上の「放送」に該当し、放送としての規律を受けることになる ・ ただし、今後、サーバー型サービスが普及し、その具体的な視聴形態等が明らかになった段階で、メディア特性を十分に踏まえ、より適切な放送規律を設けることについて検討することが必要 ・ 「放送」は公衆が直接受信した上で「同時に視聴する」か「異時に視聴する」かを問わないものと解すべきであるが、これを法文上明確にするかどうかについては将来的な課題として更に検討することが適当 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ サーバー型サービスを「有料放送」ではないとして料金についての規律の対象外とすることは、視聴者保護の観点から問題 ・ このため、蓄積後に暗号を解読して視聴することに課金するサービスを含め、放送法上の「有料放送」としての規律を適用するよう、解釈の明確化又は必要な制度整備を行うことが適当 ・ 視聴者からみて一体的なサービスについて、放送として扱われる部分は料金等が規律される一方、通信として扱われる部分には規律がないことは、場合によっては、視聴者利益が十分に確保できなくなることも想定されるため、運用面で十分に留意するとともに、制度面でも必要に応じ見直しを行うことが必要 <p>○ 今後の制度整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴者利益の確保に十分留意しつつ、有料放送についての料金認可制を届出制に改める等の規制緩和を行うことが適当 ・ 仮に、NHKがサーバー型サービスを受益者負担（有料放送）の形で行う場合には、受信料制度との関係の整理を含め、制度整備が必要
<p>地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向けサービス</p>	<p>○ 今後の制度整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビジョン放送免許について、携帯端末向けに本放送とは別の内容を放送する「独立サービス」が実施できるよう、法改正を含む制度整備を行うことが必要 ・ 今後、放送のデジタル化がさらに進展した段階では、テレビジョン放送とラジオ放送を区別している現在の制度自体についても、視聴者利益を確保する観点から見直しを行うことが必要